

□ 定額小為替（ていがくこがわせ）について

1 定額小為替とは

定額小為替証書とは、あらかじめ金額が印刷された金券のようなもので、郵便局の「為替（かわせ）」窓口で発行してもらえます。小さい郵便局の場合は、「保険・貯金」の窓口で扱っています。窓口で「定額小為替振出請求書」の記入が必要です。

2 定額小為替の種類

50円から1,000円まで12種類あり、発行時に手数料が1枚につき100円が必要です。申請手続きに必要な金額になるよう、組み合わせて購入してください。

定額小為替 額面	手数料
50円、100円、150円、200円、250円、300円、350円 400円、450円、500円、750円、1,000円	1枚 100円

3 注意事項

下図のように、「定額小為替証書」と「定額小為替払渡票」を切り離さず、申請書等とともに高等学校事務室に送付してください。また、表、裏とも何も記入しないでください。

定額小為替証書

04606-690860

指定受取人
おなまえ

400円

※この証書をお受取人に送られる際は、必ず「おなまえ」をご記入ください。
上記の金額をこの証書の発行日から1か月以内にゆうちょ銀行の本支店等でお受け取りください。

おとこ

おなまえ

裏面の注意書をごらんください。

ゆうちょ銀行

おもて

定額小為替払渡票

04606-690860

400円

この証書は機械で処理しますので、折り曲げたり、汚したりしないでください。

発行日 22.5.20

41632

この欄には何も書かないでください。

切り取らないでください。

ご 注 意

- この証書をお受取人に送られる際は、表面の指定受取人欄にお受取人のおなまえをご記入ください。なお、お受取人の指定がない証書については、証書の持参人が為替金をお支払いすることとし、これにより生じた損害については、当行及び郵便局株式会社（郵便局株式会社が委託した者を含みます。）は責任を負いません。
- この証書は、他の銀行その他当行の定める金融機関以外の者に譲り渡すことができません。
- 当行又は当行と同一の手形交換所に参加している他の銀行その他金融機関にお受取りいただく場合は、お受取りの日の前日までに、お受取りの金融機関にお受取りの旨を通知してください。
- 為替金をお受け取りになるときは、表面の所定の欄におとこ・おなまえを記入し、おなまえを記入し、印章を押してください。
- 為替金をお受け取りを代理の方に委任されるときは、委任欄に代理の方のおなまえ・おとこ・おなまえを記入し、印章を押してください。
- 代理の方が為替金をお受け取りになるときは、表面の所定の欄に「〇〇〇〇代理人」のように肩書をつけて、代理の方のおとこ・おなまえを記入し、印章を押してください。
- 為替金をお支払いする際、ご本人であること確認させていただくため、運転免許証又は健康保険証等の書類のご提示をお願いすることがあります。
- 発行の日から6か月以内に為替金をお受け取りにならない場合は、お内出により証書を再交付いたします。なお、発行の日から5年間そのままにしておきますと、為替金は消滅し、再交付できません。

委任欄

(代理人) おなまえ

上記の者を代理人としてこの証書の金額を受け取ることを委任します。

(委任者) おとこ

おなまえ